

大田市告示第108号

大田市営住宅民間賃貸住宅家賃補助要綱を次のように定める。

令和6年5月20日

大田市長 楫野弘和

大田市営住宅民間賃貸住宅家賃補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市営住宅の用途廃止に伴い、民間賃貸住宅に移転する市営住宅入居者の生活の安定を図るため、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）、大田市営住宅条例（平成17年大田市条例第209号。以下「条例」という。）、大田市営住宅条例施行規則（平成17年大田市規則第169号）及び大田市営住宅用途廃止実施要綱（令和6年大田市告示第107号。以下「用途廃止要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）借上賃貸住宅 公的賃貸住宅若しくは、社宅、官舎、寮等の給与住宅以外の一戸建て住宅または共同住宅で、所有者と賃貸借契約により、賃借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、当該住宅の所有者が個人の場合にあつては、所有者またはその親族が居住のために使用する部分を、法人の場合にあつては、当該法人の役員またはその親族が使用する部分を除く。

（2）入居者 用途廃止要綱第3条に規定する用途廃止住宅に入居している者をいう。

（3）補助対象者 この要綱による家賃補助を受けている者をいう。

（4）民間賃貸住宅 入居者が市営住宅の用途廃止に伴い新たに入居する民間賃貸住宅のうち、市が斡旋した住宅をいう。

（5）月額家賃 建物賃貸借契約書に規定される月額賃料、敷金、仲介手数料で、共益費・管理費を除いたものをいう。

(対象者の資格)

第3条 この要綱の補助対象となる者は、次の各号をすべて満たしていなければならない。

(1) 入居者のうち、用途廃止要綱第5条に規定する住宅移転承諾書を提出し、退去を承諾していること。

(2) 市営住宅から民間賃貸住宅へ移転すること。

(3) 入居者の収入が、条例第6条で定める収入基準額を超えないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象とならない。

(1) 生活保護受給者

(2) 市営住宅家賃の滞納がある者

(3) その他市長が補助することが適当でないと認める者

(補助額)

第4条 補助の基準額は、以下のとおりとする。

(1) 民間賃貸住宅の月額家賃から従前の市営住宅の最終家賃を控除した額

2 補助額は、前項で算出された額に別表に掲げる入居期間に応じてそれぞれ定める率を乗じて得た額とする(1,000円未満は切り捨てる)。

(補助の申請手続)

第5条 家賃補助の交付を受けようとする者は、民間賃貸住宅家賃補助交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付を決定した場合は、民間賃貸住宅家賃補助交付決定通知書(様式第2号)を交付しなければならない。

(決定の取り消し)

第7条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第3条に定める資格に該当しなくなったとき

(2) 偽りその他不当な手段により補助を受けたことが判明したとき

(3) その他市長が相当な理由があると認めるとき

(借上の期間)

第8条 民間賃貸住宅の借上期間は5年とする。ただし、当該住宅の借上期間が満了した場合は、期間の定めは行わず、契約終了から20年または耐用年数の短い期間を限度とする。

(準用)

第 9 条 民間賃貸住宅の管理については、条例及び大田市借上賃貸住宅管理条例（平成 1 7 年大田市条例第 2 1 0 号）の規定を準用する。

附 則

この告示は、令和 6 年 5 月 2 0 日から施行し、令和 6 年 5 月 1 日から適用する。

別表（第 4 条関係）

入居期間	率
1年以下	5分の5
1年を超え2年以下	5分の4
2年を超え3年以下	5分の3
3年を超え4年以下	5分の2
4年を超え5年以下	5分の1

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大田市長 様

住所
氏名
(市営 住宅 号)

民間賃貸住宅家賃補助交付申請書

大田市営住宅からの移転にかかる大田市営住宅民間賃貸住宅家賃補助要綱第5条の規定により、家賃補助を申請します。

記

1. 新たに借りる住宅の住所・名称等

住 所：

名 称：

2. 月額家賃 円

3. 契約不動産業者

業者名：

住 所：

4. 入居（予定）日

年 月 日

※添付書類

・賃貸契約書の写し

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

大田市長

民間賃貸住宅家賃補助交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった家賃補助について、大田市営住宅民間賃貸住宅家賃補助要項第6条の規定により、下記のとおり決定する。

記

1. 交付決定額

月額 円

2. 対象住宅

所在地：

名 称：

3. 家賃補助期間

年 月分から 年 月分まで

（備考）

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、実施機関の長に対して審査請求をすることができる。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大田市を被告として（訴訟において大田市を代表する者は大田市長である。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、前項の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。